

松江市告示第78号

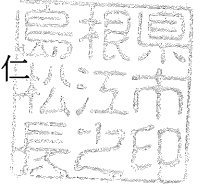
地籍調査の実施の告示

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づいて、島根県知事が令和3年度地籍調査事業計画を定めたので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。

令和4年3月24日

松江市長

上 定 昭 仁



1 事業計画が定められた年月日  
令和4年1月21日

2 調査を実施する者の名称  
松江市

3 調査地域  
大井⑥、大井⑦、大井⑧、東忌部⑰西忌部③、東忌部⑱西忌部④、大野⑫、大野⑬、邑生⑥、邑生⑦、下東川津③、東川津⑨。  
(別紙 令和3年度地籍調査区域表に示した小字地域又はその一部)

4 調査期間  
令和4年3月25日から令和4年3月31日まで  
ただし、大井⑦、大井⑧、邑生⑦、東忌部⑱西忌部④は令和5年3月31日まで

令和3年度地籍調査区域表

	町名	小字名	町名	小字名	町名	小字名	町名	小字名
松江市	大井町	岩崎	大井町	堤	邑生町	一貫田	下東川津町	貝崎
		廻谷		山津堤		仮崎		井出元
		井ノ尻		古堤野山		輪ノ内		田尻
		大野		仁井屋		墓ノ上		杉ノ下
		前平		若宮前		宮ノ下		孫崎
		前平塔ノ本		大將軍		水晶免		貝崎
		寺尾下畑		大谷		宮ノ前		大向
		寺尾		池ノ奥		庄田垣		堂ノ前
		空屋敷		赤坂		鈷		坂口
		ひそ原		薦澤		鑪谷		奥山
		古堤		若宮		柿ノ内		寺下
		道ノ上		堤越		蔵屋敷		内堀
		井ノ奥		向山		蔵屋敷余り		吉田
		道ノ下		東忌部町		馬場先		居屋敷
		垣廻	大沼		城山	屋敷		
		茶畑	半ノ田		御供田	屋敷下		
		宮ノ脇	高畦		御領田	寺奥		
		宮山	欠ノ前		荒神前	寺上		
		宮川	安井		墓ノ後	寺屋敷		
		宮ノ前	狐穴		長畑	寺ノ下		
		九日田	安井		畝附	垣ノ内		
		風呂敷	下安井		茶畑	彦原		
		内堀	奥安井		前田	曾崎		
		細田	水頭	假崎	前田			
		清兵衛屋敷	西忌部町	向屋敷	墓ノ前	ハサマ		
		屋敷		赤廻	宮ノ脇	屋敷上		
		居屋敷		中原	新宮山	坪根垣		
		細田		向田	赤廻	與右衛門屋敷		
		皿田		田口	鑪	屋敷余		
		明見	梶廻	風呂屋谷	中久保			
		角畑	大野町	大畑	下り	老丁田		
		紺屋		谷頭	ソン場	桑原		
		門田		實安	柳ケ坪	椎高		
		徳兵衛屋舗		一楽	宮ノ越	客ノ前		
		徳兵衛屋敷		西ノ添	杉ケ峠	陣場		
		森垣		前畑ケ	ソニ場	堀切		
		シウシ垣		元石	西割田	原ノ前		
		日向山		實光	割田	門戸		
		葉		堂床	杉ケ撓	上門戸		
		山津		弥次郎垣	ケタハム	五右エ門屋敷		
		山津灘		岩屋口	損場	宮ノ前		
		山津腰林		朝畑		保田		
				浅田		能徳		
						林ノ谷		
					宮ノ脇			
					平床			